

「巻上げ機の運転業務」に係る特別教育のご案内

(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部

「動力により駆動される巻上げ機（ウインチ）の運転業務」に労働者を就かせるときは、労働安全衛生法第 59 条第 3 項（労働安全衛生規則第 36 条第 11 号）により、事業者は安全のための特別教育を実施しなければならないと規定されております。

つきましては、事業者に代わって標記の特別教育を下記により実施することとしましたので、標記業務に従事する労働者や従事することが予定されている労働者のいる事業場におかれましては、漏れなく受講されますようご案内致します。

記

1. 講習日時及び会場

学 科	令和 2 年 11 月 12 日（木） 9：00～16：00	鳥取県立倉吉体育文化会館 （倉吉市山根 529-2）
実 技	令和 2 年 11 月 13 日（金） ○午前の班（9：00～13：00） ○午後の班（13：30～17：30）	J A 鳥取中央 東郷梨選果場 （東伯郡湯梨浜町中興寺 343）

(注. 1) 実技講習は、受講者数が少数の場合には「午前の班」のみで終了する場合があります。また、午前・午後の 2 班に分けて実施する場合には、学科講習日に班分けを発表します。

(注. 2) 学科講習日の受付は、8：40～9：00 です。

実技講習日の受付は、午前の班は 8：40～9：00

午後の班は 13：10～13：30 です。

2. 講習日程

科 目		時 間
学科	巻上げ機に関する知識	9：00～12：00
	巻上げ機の運転に必要な一般的な事項に関する知識	13：00～15：00
	関係法令	15：00～16：00
実技	巻上げ機の運転、荷掛け及び合図	午前の班 9：00～13：00 午後の班 13：30～17：30

3. 受講料（テキスト代、消費税を含む。）

○鳥取県労働基準協会各支部の会員事業場 14,000円

○上記以外の事業場 16,000円

4. 申込方法

令和2年11月5日(木)までに、別紙2「受講申込書」により、郵送又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へお申し込み下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参、現金書留又は銀行振込によりお支払い願います。

振込口座	鳥取銀行倉吉支店(普)0207231
名義人	(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

5. その他

- (1) 実技講習の服装等については、学科講習日に説明します。
- (2) 協会発行の特別教育等受講者記録(受講証)をお持ちの事業場は、講習当日にご持参のうえ「受付」の際にご提出願います。
- (3) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。
- (4) 受講申込み後の取消し(欠席を含む)は、開催日の1週間前までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
- (5) 受講者の健康の確保や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合には、受講を控えて頂くようお願いいたします。また、受講に際しましては、必ずマスクの着用をお願いします。会場にはアルコール消毒を用意していますので入場時(休憩後の再入場も含む)ご使用下さい。
- (6) この「巻上げ機の運転の業務に係る特別教育」は、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」の対象となり得るものであり、支給要件に該当すれば対象労働者に係る助成を受けることができます。
(詳細は、鳥取労働局職業安定部訓練室(☎:0857-88-2777)にお問合せ下さい。)

6. 申込み・問合せ先

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3階
(一社)鳥取県労働基準協会中部支部
(Tel・Fax兼用 0858-22-9054)

(別紙)

「巻上げ機運転業務特別教育」受講申込書

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

- | |
|---|
| (1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無 (加入 ・ 未加入) (いずれかに○印を付して下さい。) |
| (2) 受講者数 (名)、 受講料計 (円) |
| (3) 受講料の支払い方法 (持参・現金書留・銀行振込) (いずれかに○印を付して下さい。) |

上記のとおり申込みます。

令和 2 年 月 日

事業場名：

所在地：

(連絡先電話番号： — —)

代表者職氏名：



(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(T e l ・ F a x 兼用 0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)